

令和 7 年第 1 回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 渡 部 伸 広

副委員長 里 村 誠 悦

1 開催日時 令和7年3月6日（木曜日）午前10時25分～午前11時47分

2 開催場所 第4委員会室

3 審査案件

議案第78号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 公有水面埋立てに係る意見について

請願第1号 市道のマンホール蓋の断熱化推進を求める請願

請願第3号 油川埠頭のバックヤードの整備を求める請願

4 報告案件

（1）青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく
規制区域（素案）について

（2）市営住宅における入居要件の緩和等について

（3）事故の報告について

（4）事故の報告について

（5）事故の報告について

（6）除排雪車両の事故の報告について

（7）事故の報告について

（8）鶴ヶ坂地区の水道施設整備について

【挙手による報告】

①津軽広域水道企業団における水質基準項目マンガン及びその化合物
基準値超過について

○出席委員

委員長 渡部伸広

副委員長 里村誠悦

委員 赤平勇人

委員 中村美津緒

委員 木戸喜美男

委員 工藤健

委員 長谷川章悦

委員 花田明仁

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企 業 局 長	鈴 木 裕 司	水 道 部 次 長	我 満 智
都 市 整 備 部 長	中 井 諒 介	交 通 部 次 長	高 野 雅 子
都 市 整 備 部 理 事	土 岐 政 温	都 市 政 策 課 長	武 田 泰 孝
水 道 部 長	三 浦 大 延	公 園 河 川 課 長	嶋 守 亮
交 通 部 長	佐々木 淳	道 路 維 持 課 雪 対 策 室 長	成 田 清
都 市 整 備 部 次 長	櫻 田 文 明	水 道 部 総 務 課 長	森 田 新
浪 岡 振 興 部 次 長	石 村 淳	関 係 課 長 等	

○事務局出席職員氏名

議 事 調 査 課 主 査	石 田 彩 美	議 事 調 査 課 主 事	笹 雄 貴
---------------	---------	---------------	-------

○渡部伸広委員長 ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、石村浪岡振興部次長が本委員会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案４件及び請願２件について、ただいまから審査いたします。

議案第 78 号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 議案第 78 号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

初めに、制定理由であります。令和 7 年 4 月 1 日より改正建築基準法及び改正建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が施行されますことを踏まえ、確認申請等の審査にかかる所要時間を見直すほか、省エネ適判の対象が拡大されることに伴い、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、建築基準法改正によるものとし、住宅規模の建築物において、確認等における申請図書を省略することで審査時間の短縮が可能であった確認の特例の対象規模が縮小され、審査時間が増加すること、これに加えて、数年ごとの法改正のたびに審査すべき事項が増加しておりますことから、青森県及び県内各行政庁がその所要時間の見直しを進めていること、県内の民間確認検査機関の手数料と乖離が生じていること、以上を踏まえ、確認等に係る所要時間を見直し、手数料を改正するものであります。

次に、建築物省エネ法改正によるものとし、住宅・非住宅問わず原則全ての建築物の新築または増改築工事に対し、エネルギー消費性能基準への適合が義務づけられますことから、住宅・共同住宅の省エネ適判手数料の新設と、これまで省エネ適判が不要であった非住宅 300 平方メートル以下の建築物に対する省エネ適判手数料を追加するものであります。また、住宅・共同住宅等は性能基準への適合性を、あらかじめ省エネ性能が決められた建材等を組み合わせて使用する場合、計算によらずに省エネ性能を有することが確認できる仕様基準によることができ、この場合、省エネ適判が不要となりますが、建築確認申請と併せて審査することとなるため、加算する手数料を追加するものであります。

資料にイメージをお示ししておりますが、上の図はただいま説明しました改正建築基準法改正による確認の特例対象の縮小に関してまとめたものであります。平屋建てかつ 200 平方メートル以下のみ特例対象となります。

下の図上段は、省エネ適判が必要な場合の申請イメージとなりますが、確認申請と省エネ適判は別々に申請するものとし、省エネ適判の適合証が交付された後に確認済証が交付され、工事着手が可能となります。

一方、下段は仕様基準により省エネ性能を評価した場合は省エネ適判を受ける必要がないため、確認申請と一体で申請することとなります。このことから、確認申請に加算する手数料を定める必要が生じたものであります。

資料の2枚目に改正後の抜粋した手数料を載せております。上段が確認申請手数料、下段が省エネ適判の手数料になっており、改定額は青森県と同額であります。例といたしまして、二階建て100平方メートルの戸建住宅を仕様基準で申請した場合、確認申請手数料2万円に省エネ基準の審査手数料として8000円を加算し、合計で2万8000円の申請手数料となります。

また、同じ戸建住宅で省エネ適判を受ける場合の手数料は、標準的な計算を用いる場合は3万4000円、仕様基準を用いる場合は1万7000円、標準的な計算と仕様基準を組み合わせる場合は2万5000円となります。

条例の施行期日につきましては、令和7年4月1日を予定しております。

別につけております資料の新旧対照表につきましては、ただいま御説明いたしました改正内容を対比させたものになっております。

以上、議案第78号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○渡部伸広委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 これは2022年に建築物省エネ関連法、いわゆる改正省エネ法が改正されたことに伴うものだと思うんですけども、全ての建築物に省エネ基準への適合が義務づけられるということで、基本的には地球温暖化対策に資するものだと思うので賛成ですが、1つ心配事がありまして、中小の建設業者の中には、手数料がさらにかさむことによって施工費がかかるという声にプラスして、この建築確認申請をやったことがない事業者も新たに申請が必要になってくるのではないかなと思うんですけども、そこに対する支援といいますかフォローは、市として何か考えたりしているんでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 建築確認の手續に関しましては、これまで、建築指導課に来課される方々は、基本的には事業者の方が多く、建築基準法の解釈なども含めて、いろいろ御相談をいただいているところであります。

市といたしましては、基本的にそういった方々に対して、制度が変わることについては、広く周知を行っていくということ、あとは業界団体を通じた周知にも努めてまいりたいと考えております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 了解しました。

申請が結構複雑だとか、難しいんじゃないかという声もあるみたいなので、そこはしっかりと丁寧に対応していただきたいと思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 82 号「青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 議案第 82 号「青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定」について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

初めに、「1 改正理由」であります。市営住宅を活用し、子どもを産み育てやすい住まいを確保できる環境整備を図ること、また、連帯保証人の人数を変更し、円滑な入居を図る等のため改正するものであります。

続きまして、「2 条例の一部改正案」でありますけれども、「(1) 改正する条例」は、青森市営住宅管理条例、「(2) 主な改正内容」のうち、(ア)の「子育て世帯、若者夫婦世帯の収入要件の緩和」につきましては、市営住宅に入居する際の収入要件を通常月額 15 万 8000 円から 21 万 4000 円に緩和している世帯のうち、子育て世帯を下の表の(3)にありますとおり、現行の「小学校就学前の子がいる世帯」から「18 歳に達する日以後の 3 月 31 日までの間にある子がいる世帯」に拡大し、また、若者夫婦世帯といたしまして(4)にありますとおり「いずれかが 39 歳以下の夫婦世帯」を新たに対象に加えるというものであります。

次に、(イ)の「連帯保証人の人数の変更」につきましては、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加するなどの社会情勢の変化により、従来の連帯保証人を 2 名確保することが難しくなっておりますことから、このような方々が円滑に入居できるよう、令和 7 年 4 月 1 日以降に新たに市営住宅に入居する方等につきまして、連帯保証人を 2 名から 1 名以上に変更するものであります。

次に、(ウ)の「花園団地の用途廃止」につきましては、現在解体工事中であります市営住宅花園団地を用途廃止したことから、条例第 3 条第 1 項別表に規定する青森市営住宅花園団地を削除するものであります。

なお、条例の施行期日につきましては、公布の日としておりますが、(2)「(ア)子育て世帯、若者夫婦世帯の収入要件の緩和」及び「(イ)連帯保証人の人数の変更」

につきましては、令和 7 年 4 月 1 日としております。

以上、議案第 82 号について御説明を申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○渡部伸広委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 82 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 88 号「公有水面埋立てに係る意見について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 議案第 88 号「公有水面埋立てに係る意見について」御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 経緯」でありますけれども、青森港は令和 6 年 4 月 26 日に県内初、全国で 6 例目となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港、いわゆる基地港湾として、国土交通大臣から指定されております。

青森港油川地区では、国や県におきまして令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間で、基地港湾としての利用を想定した地耐力強化を含む水深 12 メートルの岸壁整備や埠頭造成工事が行われることとなっております。

埠頭造成工事に先立ち、事業主体である青森県では公有水面埋立法第 2 条に基づき、令和 6 年 11 月 18 日に港湾管理者である青森県に対し、公有水面埋立免許を出願しており、それに伴い、同法第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年 1 月 20 日に港湾管理者である青森県から地元自治体である青森市に意見を求められたところであります。

次に「2 埋立免許の内容」についてありますけれども、埋立て位置は配付資料 2 ページ目にお示ししておりますとおり、油川地区の船だまり部分の面積約 6.2 ヘクタールで、埋立て工事に要する期間は 3 年となっております。

提出された埋立免許願書では、水質、振動、騒音等の環境への影響について検討がされており、埋立てによる影響は極めて小さいと評価されております。また、当該公有水面に関して権利を有する漁業組合からの同意書も添付されております。

「3 埋立ての理由」についてであります。埋立免許願書によりますと、現在の青森港の港湾施設では、大型重量物となる洋上風車部材の搬入・仮組立て・積出

しが困難でありますことから、国が施工する岸壁1バースの新設に併せて、青森県が約6.2ヘクタールを埋立てることにより、洋上風力発電設備部材の保管施設用地を確保し、青森港における基地港湾の機能を満足させるためとされております。

最後に、「4 市の意見」についてでありますけれども、埋立ての理由のほか、埋立て工事の実施と埋立地の存在及び供用が環境に及ぼす影響について予測・検討が行われており、本事業を実施していくに当たっては周辺環境に十分留意し、工事中においては必要な対策や十分な環境監視を行い、環境の保全に努めることとされていること、また、同法第3条第1項の規定により、昨年12月20日から本年1月16日まで公衆の縦覧に供した際に意見等の提出がなかったことなどから、本市といたしましては公有水面埋立てについて異議なしとすることとし、意見の提出に当たっては、同法第3条第4項の規定により議会の議決を経ることとなっておりますので、議案として提出したものであります。

以上、議案第88号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○渡部伸広委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 油川の住民、あるいはホタテの養殖業をやっている方から非常に不安な声が寄せられております。

一般質問でもありましたけれども、改めてお聞きしたいのですが、まず、被害があった際の補償については、どうなるのでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 先ほど御説明で申し上げましたとおり、事前に施工者の県が漁業協同組合と協議を行っておりまして、同意書を頂いているところであります。

協議を行っている際にも県から説明があったところですが、事業への影響については、環境影響評価の中では、影響は軽微であると評価されておりますけれども、実際に工事による影響が明らかになった際には協議に応じるということで、御説明をいただいているところであります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 被害があった際は協議に応じるということなんですが、被害の証明は、誰がしなければいけなくなるのでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 県と漁業者の間の協議の中で、工事による影響が明らかであるかどうかについて、評価を行うということとされていると聞いております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 それからもう1つは、何かあった際の相談窓口などを市として設

けるというのは考えているのでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 施工自体、今回の公有水面埋立ては県の免許でありますけれども、事業自体は国の直轄事業及び県の事業になっております。

それぞれ現場事務所として、青森港湾事務所と青森港管理所がありますので、基本的には、そちらという形になりますけれども、市にいただいた際には、県や国に対してお伝えすることも可能であると考えております。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** それから、地元の住民がおっしゃっていたのが、ここの資料の中にも、埋立て工事による環境（水質、振動、騒音等）への影響は極めて小さいと記載がありますけれども、波の影響はどうかという声がありました。

昔、高速フェリー……（「ナッチャン」と呼ぶ者あり）ナッチャンで、かなり波の影響が出たということを伺っております。

恐らく、この工事をするとすれば、かなり大きな船が来て、物を運んだりなどというふうになると思うんですけれども、たしか一般質問の答弁では、バリケードみたいな板を汚濁防止のために張るという話はあったんですけれども、ただ、波の影響を防ぐのは、なかなか難しいのではないかと思いますけれども、その点はどのようなのでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 担当課から答弁します。

○**渡部伸広委員長** 公園河川課長。

○**嶋守亮公園河川課長** 公園河川課です。

波の影響というのは、部材を運ぶとか……（赤平勇人委員「船による」と呼ぶ）今回の埋立てとは違うということですよね。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** 埋立てに伴って、部材を運ぶ。

○**渡部伸広委員長** 公園河川課長。

○**嶋守亮公園河川課長** 埋立ては、まず海の中に仕切りを造って、その中に土を埋め立てるわけですので、海から陸に向かっての波というのは発生しないのではないかと思いますけれども。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** この埋立てに際しては、船で物を運ばないということなんですか。

○**渡部伸広委員長** 公園河川課長。

○**嶋守亮公園河川課長** 陸上側から海に向かって、まずは締切りを造って、締め切った後に土砂を埋立てるとというのが今回の内容になります。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** もう1点、環境アセスメントの関係なんですけれども、事前に

伺った話では、そもそも環境アセスメントにかからないという話だったんですが、例えば、工事中の事前の環境影響調査というのがやられていると思うんですけども、工事中の影響の調査だとか、あるいは、その事後の調査などはやられるんでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 赤平委員御指摘のとおり、今回の工事自体は環境影響評価の対象外とされておりますけれども、この公有水面埋立て免許の提出に当たって、施工者で任意に行ったものであると承知しております。

この許可証に記載がありますけれども、事業を実施していくに当たりましては、周辺環境により十分留意し、工事中においては十分な環境監視を行いながら、環境の保全について努めるよう措置するものと記載がありますので、何らかの措置が行われると理解しております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 この間、住民説明会も行われていて、漁業者の同意書が添付されているということなのですが、ただ、かなり大きな環境の改変を行うに当たって、環境の破壊といいますか、変化というのは起こってしまうし、あとは、被害も必ずしも絶対に起きないとも否定できないのではないかなと思います。

それを工事の影響によって、こういう被害が起きたという証明もなかなか、実際にそれが起きたときに、どういうことになるか——協議と言いますが、それがどこまで認められるのかというのは、起きてからでは遅いと思っております。住民の不安の声も考えれば、私はこれに賛成しかねます。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 まずお尋ねいたします。

「3 埋立ての理由」、1 バースの新設に併せて青森県が約 6.2 ヘクタールを埋立てることにより、十分な用地は確保していると記載されていますが、ほかの土地を探さなくても、今の木材港で十分だという大きさが 6.2 ヘクタールでいいと、県から周知が来ているということでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 今回、基地港湾の指定に当たりましては、港湾管理者が、そういったところに対して貸付けをやり得る区域ということで、準備している区域が事前に国で示されているところであります。

その中で、港湾管理者が確保した土地が、今回の 6.2 ヘクタールを併せた油川の区域と、あとは堤埠頭の一部の区域にまたがって、この風力発電の部材の保管場所や仮組立てなどといった場所にあるものが満足するということで、今回、基地港湾に指定されたと承知しております。

以上です。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 現在、再生可能エネルギーがいい風が吹いているという割には、全国で洋上風力がすごい逆風で、隣の秋田県では、せっかく基地港湾ができたけれども、大手の事業者が撤退を考えていると。撤退を無視したら、隣の秋田県、そして、千葉県銚子市が使われなくなる可能性が極めて高いという、ちょっとマイナスな方向に進んでいることを考えれば、まず一番目は、この青森に、本当に基地港湾が必要なのかというのと、あと、広島県の名産のカキが今、大量死している。その理由は、港に土砂などが流出して水質が変わって、微生物の生態系が変わって、要するにカキが取れなくなって大量死している、とんでもないことになっていると。

陸奥湾に、こんな埋立てをするべきじゃないという考えに至ったので、私はこの件に関しては、反対の立場であります。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 88 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡部伸広委員長 起立多数であります。

よって、議案第 88 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 1 号「市道のマンホール蓋の断熱化推進を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。企業局長。

○鈴木裕司企業局長 請願第 1 号「市道のマンホール蓋の断熱化推進を求める請願」につきまして、水道部の考え方を御説明申し上げます。

請願第 1 号につきましては、降雪に伴い、マンホール蓋の熱を原因とする段差を発生させないため、マンホール蓋の断熱化の推進を求めるというものであります。

まず、道路とマンホール部の段差が発生する仕組みと断熱蓋について御説明いたします。

下水道施設のマンホールは、管内部の調査及び清掃等を行うために設置するもので、下水道管の維持管理をする上で重要な施設となっております。マンホール内の汚水の温度は冬期間でも 10 度前後あり、下水道管及びマンホールは密閉されておりますことから、この温度が保たれている状態となります。積雪による道路とマンホール部分の段差につきましては、この汚水の熱が鉄蓋に伝わり、積雪を解かすことで発生するもので、この鉄蓋に伝わる熱を遮断するためにマンホール内の上部に設置するものが断熱蓋であります。

資料を御覧ください。

上段の写真が断熱蓋設置前後の写真です。黄色い円形のものが断熱蓋で、マンホール内の手すりに固定バンドにより設置するものとなっております。

水道部では、生活道路における断熱蓋の効果確認のため、平成 28 年度から筒井地区で 9 か所のマンホールに断熱蓋を設置し、検証を実施いたしました。その後、令和 5 年度に古川・長島地区に移設し、幹線道路における効果と維持管理上の課題検証を行っているところであります。

しかしながら、筒井地区から古川・長島地区に移設する際、設置後 7 年を経過した断熱蓋の状態を確認したところ、9 枚中 3 枚に断熱蓋本体の変形や固定するためのバンドに損傷が見られ、耐久性の課題を確認したところであります。

再び資料を御覧ください。

下段の写真が、劣化した断熱蓋の写真です。

水道部では、降雪量が多く、既に断熱蓋を設置している札幌市と近郊の 11 市及び秋田市及び山形市の計 14 市に対しまして、断熱蓋のメリット・デメリット等のアンケート調査を実施したところであります。メリットとして回答があったものは、「冬期間、積雪時の段差を解消された」が 14 市、デメリットとして回答があったものについては、「断熱蓋の落下による下水道管の閉塞が懸念される」が 7 市、そのうち断熱蓋落下による下水道管の閉塞が実際にあったのが 2 市であります。「除雪作業で鉄蓋が外れた際、断熱蓋があることで上に雪が積もり、その上を人が通過し、落下事故につながる」が 1 市、「マンホールの位置特定が難しい」が 4 市、「マンホール内の点検時に、夏冬問わず断熱蓋の脱着に時間を要する」が 1 市あったところであります。

本市のこれまでの断熱蓋の検証により、段差解消の効果については確認したものの、設置した断熱蓋の耐久性の結果を踏まえ、水道部では、劣化により断熱蓋が脱落し、脱落した蓋が汚水の流れを妨げ下水道管が閉塞することで、多くの市民に影響を与えることを懸念しております。

さらには、除雪の際にタイヤショベルなどによって、マンホールの蓋が損傷する物損事故が発生しており、令和 5 年度では 43 件、令和 6 年度では 2 月 25 日現在で 40 件発生しております。仮に、断熱蓋を設置した場合、このマンホールの物損事故によって断熱蓋が脱落し、下水道管が詰まる件数が増加するものとも考えております。

このほか、断熱蓋の設置費用を試算したところ、市内約 3 万か所のマンホール全てに設置した場合、約 9 億円の費用を要するほか、設置後 7 年で劣化が見られましたことから、比較的短い期間の中での更新が必要になるものと考えております。

以上のことを勘案しまして、水道部では、仮に断熱蓋を設置した場合には、下水道管の詰まりなど維持管理の問題を払拭できないこと、耐久性の課題が明らかになったことから、断熱蓋設置の判断は時期尚早であると考えております。

なお、断熱蓋につきましては、新たな製品も開発されておりますことから、脱落しないものや耐久性を有する新製品が開発された場合など、必要に応じ、今回と同様に新製品の効果検証も検討してまいりたいと考えております。

説明については、以上でございます。

○渡部伸広委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 分かれば教えてほしいんですが、市への苦情は、どのくらいあるものなのでしょう——マンホールの段差による除排雪の苦情は把握しているのでしょうか。

○渡部伸広委員長 道路維持課雪対策室長。

○成田清道路維持課雪対策室長 道路維持課でございます。

現在のところ 65 件です。（「今年度 65 件ですか」と呼ぶ者あり）はい。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 もし分かればなんですけれども、今年度の 65 件という数字は、平年と比べて、多いのか少ないのかというのは分かるものですか。

○渡部伸広委員長 道路維持課雪対策室長。

○成田清道路維持課雪対策室長 そこまでは比較できておりません。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。

それから、下水道の点検は、冬期間でもやられているということによろしいんですよね。

○渡部伸広委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 基本、下水道の点検は、冬場はあまり実施しないものであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。

結論を申し上げますと、この請願が求めているのは、断熱化を推進することということなので、この中にもあったと思いますけれども、全部一気に 9 億円かけてやるというよりは、段階的にでも推進していくことが車両の故障だとか騒音だとか、そうした対策に向けても効果的だと思うので、ぜひこれは進めていただきたいということで請願には賛成なんです。もう 1 つ気になっていたのが、平成 28 年から筒井地区で 9 か所やって、そのあと古川・長島地区で実証実験みたいな形でやっているということなんです。これをやろうとしたきっかけと、今後も続けていくのかという考えについてお示してください。

○渡部伸広委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 まず、この断熱蓋であります。実は水道部で購入したというものではなくて、メーカーから提供のあったものを効果検証ということで、まず

は筒井八ツ橋地区で実施いたしました。

その後、古川・長島地区に移設する際に、ある程度劣化が見られたということで、その劣化したものの効果がいつまで続くのかとか、実際に本当に使えなくなるまでどれぐらいの年数がかかるのかとか、そういったところの検証を今現在しているところです。

先ほど企業局長からも御説明いたしましたが、設置については反対しているものではなくて、課題があるので、今はちょっと時期尚早という判断で、今後は、しっかりとした、例えば耐久性もある新しい商品ができれば、設置について検討していきたいと考えているところであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 一般質問でもありましたけれども、新しい製品だとか、それから損傷が比較的少ないようなものもあると思いますので、そういったものも含めて、ぜひ推進をしていただきたいと思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 今回の断熱蓋に関しては、非常に目のつけどころがいいなとは思いましたが、一方で、先ほど水道部長がおっしゃいましたけれども、ちょっと製品的にまだ未完成だと私は思っていました。

蓋自体は断熱が講じられた蓋ができれば、それはもう一気呵成にやるべきだと思うんですが、やはりちょっと時期尚早でありますし、一部の部分だけちょっとやったらどうかという一般質問もありましたけれども、私も一般質問で申し上げました除排雪で底剥ぎをしっかりとしていれば、断熱蓋がなくてもマンホールスポットができない道路がしっかりとできています。

先ほど 65 件のいろいろな苦情が来たと言っていますけれども、実際、マンホールスポットで車両破損というのは、そんなにないと思います。皆さんが泥よけとかバンパーのゆがみが出るのは、底剥ぎができないで道路がそろばん状態になったり、非常に深さのあるわだちが車の底を擦るような道路によって車両の破損の原因になる、それを車屋さんから聞いていますので、このマンホールが原因で車両破損というのは少ないかなと思いますので、私もちょっと、賛成——中途半端反対という形で、もったいないという。次にまた出たら、賛成みたいな感じで。

〔渡部伸広委員長「反対ということですか」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 今日は反対です。でも、次は賛成しますみたいな。

ごめんなさい。本当にもったいない。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。工藤委員。

○工藤健委員 すみません。マンホール蓋ですけれども、現状でもいろんな製品が出ていると思うんですが、試したのは 1 種類だけですか。

○渡部伸広委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 今現在、利用しているのは2社の商品でありまして、そのうちの1社については、古い商品と新しい商品とそれぞれ2種類いただいていた。現在、3種類の断熱蓋を試している状況であります。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 その結果が先ほど答弁した内容だということですね。

あと、多分、いろいろな他市の状況というのは、北海道が多いと思うんですけども、除雪等でマンホール蓋に何かトラブルがあったという事例はあるんですか。

○渡部伸広委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 直接、マンホール蓋にどうのということはないかと思います。

断熱蓋を設置したことということですよ。（工藤健委員「はい」と呼ぶ）その話は聞いていないところであります。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 もうちょっと分かりやすく言えば、北海道とは除雪の方法が違うとか。

○渡部伸広委員長 企業局長。

○鈴木裕司企業局長 札幌市の件でいうと、札幌市は青森市のような除雪はしてないです。雪を溜めていくような、踏み固めていくような環境の中で。そうすると、いわゆるマンホールによる穴というのは、長期間、ある意味シーズンを通してあるので、断熱蓋の効果の享受は長期間あると思います。

一方で、青森市は除雪をしますので、できた段差については除雪で解消するという、言うなれば、事業の方針というか、種別ということで、確かに断熱の効果は認めておりますけれども、その製品が札幌市に溶け込むのと青森市に溶け込むのは、環境としては、ちょっと違うと思っています。

○渡部伸広委員長 工藤委員。

○工藤健委員 分かりました。たしか、旭川市もそうでしたね。

ただ、北海道も最近は気温が上がっていて、除雪しないと大変だということも聞いていますけれども、本来は中村委員も言っていましたけれども、除雪がしっかりしてれば大丈夫な話ではあるんですけども、ただどうしても、例えば旧線路通りなどは毎年穴が空いていて、前の車がそれをよけていくので、並走していくには結構危ない道路になっています。

そういう意味では何らかの工夫が必要だと思うんですけども、ただ、今冬の雪を踏まえて、来年までにいろいろな検証はされると思うので、その中で、また考えていく時間はあると思うので、どうでしょう、できれば継続審査にしてはいかがかと思うんですけども。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。里村副委員長。

○里村誠悦副委員長 今の皆さんの話を聞いていけば、除雪がしっかりしていれば大丈夫という。ですから、これから今こういうふうな大雪になって、除排雪の仕方

を全部考え直さなきゃいけない。これを今回のメリットというか、大雪のおかげで体制を変えなきゃいけないということが分かっているわけですから。

ですから、この今のマンホールの件も水道部で、ちゃんと都市整備部と話をして、どこが一番多いのか、そういうことをちゃんと話し合いしないといけない。

ただ、雪が降ったから道路をつけないきゃいけないということではなく、こういうものも踏まえて、新しい除雪の仕方をしなきゃいけない。

ですから、これは時期尚早だということと私は反対します。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、請願第1号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたします。

請願第1号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第1号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡部伸広委員長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、閉会中の継続審査としないことと決しました。

これより採決いたします。

請願第1号については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立により採決をいたします。

請願第1号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡部伸広委員長 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択すべきものと決しました。

次に、請願第3号「油川埠頭のバックヤードの整備を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 御説明の前に事前に資料を配付しておりましたが、追加の資料がありますので、配付してもよろしいでしょうか。

○渡部伸広委員長 どうぞ。

〔議会事務局が資料を配付〕

○中井諒介都市整備部長 請願第3号「油川埠頭のバックヤードの整備を求める請

願」につきまして、本市の考え方を御説明いたします。

本市の考え方につきましては、ただいまお配りした資料に記載しておりますので、そちらも参考にしながら御覧いただければと思います。

初めに、「1 請願の内容」といたしまして、「(1) 請願の趣旨」についてであります。本市は今年で開港 400 年を迎え、港湾施設の整備が進む中で、青森港油川地区において、油川埠頭の国際物流ターミナル化や洋上風力発電の基地港湾の整備に伴い、工事中及び整備後の施設運用のため、バックヤードの確保が求められているとしており、その候補地として、青森市立地適正化計画において都市機能誘導区域として設定している新青森駅周辺地区に隣接する一般国道 7 号青森西バイパス北側及びフェリー埠頭へ向かう臨港道路 1 号線西側の地区を挙げており、当該地区に、都市機能増進施設を誘導するため、道路や排水施設などの都市基盤施設の整備を早急に実施する必要があるとしています。

これを踏まえまして、「(2) 請願事項」といたしましては、油川埠頭の整備とバックヤードとする当該地区の整備を青森開港 400 年の記念事業として捉え、都市機能増進施設を誘導すべき土地、いわゆる新たな都市機能誘導区域を確保するため、市街化調整区域である一般国道 7 号青森西バイパス北側及びフェリー埠頭へ向かう臨港道路 1 号線西側の地区におきまして、都市計画提案制度により、地区計画を都市計画に定め、民間主導の敷地整序型土地地区画整理事業の実施を検討の上、関係機関との協議を進めることとしています。

次に、「2 都市機能増進施設について」を御覧ください。

ここで、請願の中に出てくる都市機能増進施設について御説明いたします。

(1) に記載のとおり、都市機能増進施設とは、都市再生特別措置法におきまして、「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のための必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされており、この都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域を都市機能誘導区域とされております。

本市では、青森市立地適正化計画におきまして、関連計画において、本市の発展を支える都市拠点として位置づけ、これまで様々な取組を行ってきた青森駅周辺地区、新青森駅周辺地区、操車場跡地周辺地区、浪岡駅周辺地区の 4 地区を都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域として定めており、この都市機能誘導区域における誘導施設につきましては、行政機能、福祉機能、子育て機能、医療機能、商業機能、教育・文化機能、防災機能のうち、多くの市民及び周辺市町村からの利用が見込まれ、市全域や広域的な観点から配置すべき施設である高次な都市機能を有する施設を都市づくりに係る関連計画等を踏まえ位置づけております。

一方で、(2) に記載のとおり、請願者の御主張といたしましては、油川埠頭の国際物流ターミナル化や洋上風力発電の基地港湾の整備に伴うバックヤードにつきましては、具体的に誘導する施設計画は示されておきませんが、その機能から産業関

連の施設の誘導が想定されますが、そうした施設は、(1)に記載の都市再生特別措置法に基づく都市機能増進施設に該当しないものと考えております。

なお、青森市立地適正化計画は、今年度内の改定を予定しているところでありますが、都市機能誘導区域の位置づけや誘導施設、土地利用の方針等については、変更はなく、去る2月6日に開催いたしました令和6年度第1回青森市都市計画審議会においても御説明し、全会一致で了承をいただいております。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。

「(3)対象地区での土地区画整理事業による都市基盤整備の必要性について」であります。

本請願では、対象地区を、洋上風力発電の基地港湾として指定された青森港油川地区のバックヤードとして活用すべきとしておりますが、このことにつきましては、洋上風力発電の事業者の判断によるものであり、事業者の意向がない現時点においては、請願内容にあるように、土地区画整理事業による道路や排水施設などの都市基盤整備を行うことの必要性の有無については、現時点では不明であると認識しております。

次に、「3 市街化調整区域の地区計画について」を御説明いたします。

(1)に記載のとおり、市街化調整区域における地区計画とは、都市計画法では、「市街化区域における市街化の状況等を勘案して、地区計画の区域の周辺における市街化を促進することがない等当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がないように定めること」とされております。

また、県におきましては、市街化調整区域の秩序ある土地利用の誘導を図るため、市街化調整区域における地区計画を市町村が決定する際の県の判断基準を示しております。

この県の判断基準については、(2)に記載しておりますが、まず、①として、市街化調整区域の地区計画を定める上で、前提となる主な留意点への適合が必要であります。当該地区を、この留意点と照らし合わせますと、1つに、本市の都市計画に関する基本的な方針である青森市都市計画マスタープランや、持続可能な都市づくりを目指すことを目的として策定しております青森市立地適正化計画において、将来的に都市的土地利用が見込まれる区域として位置づけられていないこと、2つに、民間主導による土地区画整理事業を行う場合であっても、本市においても公共施設管理者負担金の拠出や、道路をはじめとする都市基盤施設の維持管理費など、新たな行政負担が発生すること、3つに、当該地区計画の面積が約18ヘクタールと広大であり、必要最低限の規模の範囲を超えていると考えられ、市街化調整区域の本来の性格が変わることが危惧されることなど、市街化調整区域の地区計画を定める上で、前提となる留意点が考慮されていないものと認識しております。

さらには、当該地区は、②に記載のとおり、市街化調整区域の地区計画の対象外区域とされております、農用区域や新城川の洪水浸水想定区域の指定を含んでお

ります。

以上のことから、本請願の市街化調整区域の地区計画につきましては、本市では、都市計画法の趣旨や県の判断基準に適合していないものと認識しております。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。

「4 都市計画提案制度について」御説明いたします。

(1)に記載のとおり、都市計画提案制度とは、都市計画法におきまして、「一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域について、当該土地の土地所有者等が都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる」とされております。

この都市計画提案制度の活用にあたっては、(2)に記載のとおり、都市計画法及び青森市都市計画提案制度の手続きに関する要綱への適合が必要であり、1つとして、その提案を受け付ける主な要件として、対象となる区域の土地所有者等の同意のほか、2つとして、都市計画を決定または変更する必要があるかについての主な判断基準として、まちづくりの方針に則していることや、関係法令の規定に基づく都市計画の基準に適合していることなどを定めておりますが、本請願の内容につきましては、当該土地の土地所有者等の同意の状況が明確に示されていないことや、本市のまちづくりの方針には則していないものと認識しております。

最後に、以上を踏まえ、「5 本市の考え」を御説明いたします。

本請願は、都市再生特別措置法の趣旨に該当しない施設の誘導及び都市機能誘導区域の拡大を求めていることや、都市計画法の趣旨に基づく市街化調整区域の地区計画の考え方に適合していないことに加え、人口減少や少子・高齢化の進展などの社会環境の変化に対応した、財政面及び経済面において持続可能な都市づくりを目指して、本市がこれまで進めてまいりました無秩序な市街地拡大の抑制や既存ストックの有効活用など、本市の都市づくりの基本理念であるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりに相反するものであることから、本市としては、本請願への対応は困難であると考えております。

御説明につきましては、以上でございます。

○渡部伸広委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 請願書の内容に沿いながら、今の説明に重複する部分があると思いますけれども、改めてお聞きしていきたいと思います。

まず請願の趣旨の中に、工事中及び整備後の施設運用においてバックヤードの確保が求められているという記載がありますけれども、これは今、説明にもあった重複になりますけれども、改めて私が思うに、本来であれば、バックヤードが必要なのであれば、事業者が確保するべきだと思うところですが、その点についていかがでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 赤平委員御指摘のバックヤードにつきましては、洋上風力関連の事業者、ないしは関連産業という形も考え得るので、事業者でないかもしれませんが、ただ、そのサプライチェーンの中で、そこに対して必要な面積というのをまず確保するのだろうと考えております。

行政が関与する場合であっても、そういったところの意向を踏まえながら、計画的に整備が必要であると考えておまして、先行的に整備した場合、それを実際使わなかった場合に、いわゆる行政負担として、もったいなかったと。そういうことになるだろうと考えています。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ちなみに、ほかの自治体ではどうなのでしょう。基地港湾は、ほかにもあると思いますけれども、このバックヤード機能というのは、そもそも整備されるものなのかどうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 ほかのところがどういう状況になっているかは、それぞれの市の後背地の土地のありようというのが、市によってばらばらでありますので、既存の産業用地があった場合に、そこを改変して使うであったりとか、新規に開発するという場合も当然あり得ると思いますが、そこについては事業者が決定して、まだ操業開始まで時間がありますことから、その中で検討されていくものであると承知しております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 続けて、それに伴って、候補地として、都市機能誘導区域に囲まれ、既に国道沿道は市街地が形成されている国道7号バイパス北側の農地部が検討されていると記載がありますが、これは、検討はされていないという認識になるのでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 現段階において、そういったところが検討されている動きを市として認識していることはありません。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 あと、続けて、人口減少との関係ですけれども、人口減少が続いている中、本市は、減少率が東北他県の県庁所在地に比べても突出しているということで、魅力的で活力ある都市機能誘導区域の整備が急務となっているということでした。

私の単純なイメージとすれば、市が今行っていることは、人口減少に伴って、市街化を徐々に徐々に縮小していくというのが、これまでの認識であったわけですが、この人口減少と都市機能誘導区域の関係性——とりわけ人口減少対策としての都市機能誘導的な在り方というのは、どういう考え方になるのでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 今の御質疑にお答えいたしますけれども、まず、人口減少というところで申し上げれば、いわゆる市街化区域と市街化調整区域、いわゆる区域区分——線引きというものについては、将来の人口フレームを計算した上で、県が区域を設定することとしており、先日、一般質問で御答弁申し上げたとおり、今の人口減少の状況から考えれば、市街地の拡大は当面必要ないものとされております。

その中で、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりをしていくに当たって、こういったいわゆる都市機能誘導区域に対して、都市機能の集約化を図っていくということが地区の方々——交通と組み合わせて、利便性の高い都市生活を送ることができると考えておりますので、まずは、現時点においては、都市機能誘導区域に対して、都市機能の集積を図っていくというのが本市の基本的な考えであります。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 もう1つ、請願事項の中に敷地整序型土地区画整理事業の実施を検討の上とありますけれども、この敷地整序型土地区画整理はどういうものになるんでしょう。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 土地区画整理事業は、一般的なイメージで申し上げれば、基盤整備がなされていないような土地の区域に対して、敷地の整序という、敷地を整えて、公共施設、道路、公園などを整備して、排水施設を整備するというようなイメージがあらうかと思えますけれども、敷地整序型土地区画整理事業というのは、いわゆる土地の入替えといいますか、基盤がある程度整っているところにおいて、公共減歩をせずに土地所有者がそれぞれ合意の上で、いわゆる土地の境界線を若干いじるといいますか、そういった形をして、高度的な土地活用を図っていくというようなものと設定されております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 そうなると、今の答弁では、土地の所有者のそれぞれの合意が必要だということだったんですが、これは全員の合意が必要ということになるんですか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 敷地整序型土地区画整理というのは、実際には厳密に規定されているものではないので、必ずしも全員合意でないと、これにはまらないというものではないんですけれども、やり方はいろいろありまして、青森市でも多々やっておりますけれども、例えば7人以上の地権者が土地区画整理組合というのを結成して区画整理を行う場合には、必ずしも全員同意が必要なものではありませんけれども、一般的に敷地整序型土地区画整理ということで、国土交通省などが示している例示等を踏まえれば、いわゆる個人施行という複数人の方々が、いわゆる組

合などを結成せずに、それぞれの合意に基づいて、敷地の整備を図っていくというのが手法として考えられますことから、基本的には個人施行の場合は、全員同意が原則となっております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私もこの審査に当たって、敷地整序型土地区画整理など難しいんですけれども、いろいろ調べてみました。

土地の所有者の、地権者の同意は、いろいろ調べても、やっぱり大事なもの——それは当然だと思います。

そもそも、この地権者たちが、バックヤードの話を知っているのかというのは、一つ疑問に思うわけです。

質疑の最後ですけれども、令和5年第3回定例会で当該区画の協議についての請願が採択されましたけれども、その協議の状況——請願の扱いは現在どうなっているのか、あるいは今後、さらに協議を行っていくのかお示してください。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 令和5年第3回定例会での請願、御採択いただきまして、その後、請願者の方々と協議については続けてきておりました。

その中で、具体的に御相談事項に対して、今後もこれまでも対応してきたところでありまして、先ほど申し上げたような法令上、様々な規定がありますので、そういったところに基づいて、対応できるものであれば対応いたしますけれども、そういったことの協議については、必要であれば今後も引き続き行っていくものと承知しております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 結論です。そもそもバックヤードが必要かどうかというのが現時点では分からないこと、それから、説明にもありましたが、都市機能増進施設の中に、そもそもこのバックヤードというのは含まれていないこと、あとは地権者の同意も分からない。そもそも地権者がバックヤードの話を知っているのかも不明だという中で、進めていくことは賛成できないものです。

協議という場は今もあるし、今後も応じていくということなので、その場で協議をしていけばいいのではないかという立場から、この請願には賛成できないということです。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 この請願についての場所が非常にいい場所なんですよ。

18ヘクタールもあって、非常にもったいない土地なんですけれども、この使い方の用途の請願に対して非常にもったいないと思ひまして。

これが統合新病院の整備場所を求める請願であれば、大賛成だったんですけれども。

なので、ちょっと今回はごめんなさい。反対でした。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

請願第3号については、不採択にすべきとの意見がありましたので、起立により採決を行います。

請願第3号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡部伸広委員長 起立多数であります。

よって、請願第3号は採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○渡部伸広委員長 次に報告事項に入ります。

初めに、「青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（素案）について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 青森市における宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域（素案）につきまして、御報告いたします。

資料1を御覧ください。

宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法とは、令和3年7月に静岡県熱海市で、大雨に伴う盛土の崩落により甚大な人的・物的被害が発生したことを踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に、令和5年5月26日に施行されました。

中核市である本市におきましては、市長が宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定することになります。

規制区域には、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域があり、資料1の図1規制区域のイメージのように宅地造成等工事規制区域は市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼし得るエリアを指定し、特定盛土等規制区域は、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼし得るエリア等を指定します。

現在、本市では青森県と共に規制区域の指定をするための基礎調査を行っており、この調査の結果を受けて規制区域を指定し、許可制度による規制等を開始することとし、規制開始は令和8年4月を予定しております。

本市を含む本県の区域設定の方針といたしまして、宅地造成等工事規制区域につきましては資料1の表1に基づき設定しており、都市計画区域等及び3戸以上の建物を含む区域を抽出しており、それ以外の区域は特定盛土等規制区域としておりますので、行政区域内におきましては、どちらかの区域に指定されることになります。

なお、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域につきましては、図2にありますように許可対象となる盛土等の規模が異なりますが、その他はおおむね同じ内容となっております。

以上が、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の概要についてであります。御説明申し上げた規制区域設定方針に基づき設定した規制区域素案につきましては、3ページの図面のとおりとなっております。図面の赤色が宅地造成等工事規制区域、緑色が特定盛土等規制区域となっております。

また、資料2にありますとおり、規制区域素案につきましては、令和7年4月1日から4月30日までの1か月間、わたしの意見提案制度を実施し、市民意見を募集することとしております。

説明については、以上であります。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 1点。

既に盛土がされているところは、どういう扱いになるのでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 既にある盛土ということになりますけれども、まずは規制区域内の土地の所有者等において、災害が生じないよう盛土等安全に保つ責務があるということと、市としてもパトロールを実施する予定であります。

今回の法改正によって、既存盛土につきましても、監督の対象となっておりますので、管理が不適切であれば、市として指導等を行うこととしております。

○渡部伸広委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 念頭にあるのは、新城のメガソーラーです。あそこは大きな盛土がされて、その後どうなっているのかというのがありますので、既にされている盛土も対象になるということでしたら、そこはしっかりと見ていただきたいと。事故がないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「市営住宅における入居要件の緩和等について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 市営住宅における入居要件の緩和等について、御報告申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

初めに、「1 市営住宅の優先入居世帯の拡大（若者夫婦世帯・矯正施設出所者）」について、御説明いたします。

「（1）改正目的・内容」であります。市営住宅を活用し、子どもを産み育てやすい住まいを確保できる環境整備を図ること、また、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要なことから、若者夫婦世帯や矯正施設出所者が市営住宅へ円滑に入居できるようにするため、青森市営住宅及び青森市特定公共賃貸住宅管理運営に関する取扱要綱を改正し、市営住宅へ入居の際に優先入居の対象としている世帯に、若者夫婦世帯として「いずれかが39歳以下の夫婦のみの世帯」及び「矯正施設出所者がいる世帯」を新たに加えるものであります。参考といたしまして、資料中段に現行と改正後の優先入居が可能な世帯を記載しております。

優先入居の内容につきましては、公開抽選方式の団地においては、当選確率を2倍に、ポイント方式の団地においては、住宅困窮度判定に加算することとなります。

なお、（2）の要綱の改正時期につきましては令和7年4月1日としております。

次に、被災者への市営住宅の一時利用に関する要綱の制定について御説明いたします。

「（1）制定目的・内容」につきましては、火災、地震、風水害、雪害等の災害による居住不能となった被災者の生活再建を支援するため、行政財産目的外使用許可により市営住宅の空き住戸を一時的に使用させるための取扱要綱を制定するものであります。

「（2）要綱の主な内容」につきまして、対象者は青森市在住の被災者で、市営住宅への入居資格は問わず、使用期間は6か月以内となりますが、最大1年間まで延長することができ、使用料・敷金は免除することとしております。

なお、制定時期は令和7年4月1日としております。

御説明は以上であります。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」は、関連する3件の事故について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 市道の破損等に起因して発生しました事故3件について、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和7年1月18日、午後6時15分頃に、安田字近野の市道三内安田1号線において、走行中の車両が道路の法面から伸びていた木の枝に接触し、車両の左側面を損傷したものです。

続きまして、資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和7年1月20日、午後6時40分頃に、松森三丁目の市道花園幸畑線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左前後輪タイヤ及びホイールを損傷したものです。

続きまして、資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和7年1月30日、午後6時16分頃に、安田字若松の市道大野安田線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左前輪タイヤを損傷したものです。

事故現場につきましては、通報を受け、道路維持課職員がパトロールの上、応急補修等をしたところです。

なお、今回の事故については、幸いけが人はなく、市が加入しております保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中です。

これまでも、道路破損箇所の早期発見、早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しておりますほか、市ホームページ上にて、多くの市民の皆様へ情報提供の御協力を呼びかけているところでありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

報告につきましては、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。工藤委員。

○工藤健委員 ほとんどもう道路が出ています。

雪が深かった分、穴も深い感じがするので、もう動いていると思いますけれども、早急に市内全部、道路を点検していただきたいと思います。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「除排雪車両の事故の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 除排雪車両の事故について、御報告申し上げます。配付資料を御覧ください。

事故の詳細につきましては、青森警察署において現在捜査中とのことでありますが、委託事業者を確認しましたところ、事故の発生は、令和7年2月22日、午前5時45分頃、千刈一丁目の信号機のない市道交差点において、市が委託する除排雪事業者のダンプトラックと自転車に乗っている方が接触し、死亡事故が発生したも

のであります。

お亡くなりなられた方に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族様に対し、心からお悔やみ申し上げます。

除排雪作業の安全管理につきましては、原則として受託者の責任において行うものでありますが、市では、安全管理指導としまして、昨年 10 月に開催しました令和 6 年度除排雪事業に関する説明会において、また、同じく 10 月に開催しました令和 6 年度除排雪オペレーター講習会におきましても、安全な除排雪作業について周知したところであります。

今回の人身事故を受けまして、改めて、全委託事業者に対し、令和 7 年 2 月 22 日付で、青森市豪雪災害対策本部長名において、「除排雪作業時における安全管理の徹底について」通知文を送付し、除排雪作業において、一層の安全管理に努め、二度とこのような事故が起こらぬよう、指導したところであります。

今回の事故につきましては、市が除排雪事業者に委託する作業中の事故であり、市が除排雪事業者と締結している除排雪作業委託契約に基づき、当事者同士が協議していくこととなっております。

御報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 今、都市整備部理事から除排雪作業中の事故という報告でしたけれども、2 月 22 日に指令というか、作業に出てないはずなんですけれども、市の仕事ということで間違いないんですか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 工区の作業と認識しております。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 5 時 45 分——工区の雪をダンプに積んで排雪の途中ということですか。それは間違いないんですか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 そのとおりであります。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。浪岡振興部次長。

○石村淳浪岡振興部次長 市道の破損等に起因して発生しました事故について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和 7 年 2 月 1 日、午後 2 時 30 分頃、浪岡地区女鹿沢の市道西花岡平野線におきまして、個人所有の軽自動車が浪岡方面から板柳方面へ走行してい

たところ、道路の穴に落ち、右前輪を損傷させたものであります。

事故現場につきましては、都市整備課職員により、事故後直ちに応急補修をしたところであります。

今回の事故につきましては、けが人はなく、現在は被害者との示談に向け、市が加入しております道路賠償責任保険の引受会社も含めまして交渉中であります。

これまでも、浪岡地区の市道の破損箇所につきましては、都市整備課職員によるパトロールなどのほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様にも情報提供の呼びかけを行うなど道路情報の把握に努めてきたところではありますが、今後は、公共交通や地域団体との連携を図りながら破損箇所の早期発見に努め、市道の安全管理と事故の未然防止を図ってまいります。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「鶴ヶ坂地区の水道施設整備について」報告を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 鶴ヶ坂地区の水道施設整備について、御報告いたします。
資料の1ページを御覧ください。

「1 これまでの事実経過」についてであります。これまで多くの議員の皆様から一般質問等で御質問いただいたところでありまして、当常任委員の中でも、木戸委員、中村委員からも鶴ヶ坂地区への水道施設整備について御要望いただいております。

このような中、令和5年11月、鶴ヶ坂地区の一般家庭井戸1か所から基準値を超える硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が検出されました。これを受けて水道部では、年間を通じて水質基準を超過しているのか、また季節変動の有無を把握するとともに、周辺地下水への影響について確認するため、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が検出された井戸を含む4か所の井戸について、令和6年度に年4回の水質検査を実施することとしたものであります。

次に、令和6年5月28日、鶴ヶ坂町会及び西部第5区連合町会から、「鶴ヶ坂地区への早急な水道整備に関する要望書」が市に提出されました。点線で囲まれている箇所になりますが、要望書の概要につきましては、鶴ヶ坂地区は昭和52年に計画給水区域に編入されたが、現在も水道管が布設されていないため井戸水を利用していること、また、鶴ヶ坂町会では、令和2年度から井戸水の水質検査を実施しているが、これまで12件が水質基準に不適合となっていること、さらに令和5年度には、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が1件検出され、住民の間では、井戸水の飲用に対する健康不安が高まっていることから、鶴ヶ坂住民の健康を守るため、早急に水道整備をしてほしいというものであります。

次に、令和7年1月、水道部の水質検査により、一般家庭井戸1か所の硝酸態窒

素及び亜硝酸態窒素について、多少の季節変動はあったものの、年間を通じて検出されることを確認しました。ただし、当該井戸の周辺の井戸については、水質異常がなかったところであります。

次に、令和7年2月14日、鶴ヶ坂町会及び西部第5区連合町会からの令和6年5月28日付け要望書に対して、市から回答いたしました。

資料の2ページを御覧ください。

点線で囲まれている箇所になりますが、回答書の概要は、鶴ヶ坂地区の基準値を超える硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が確認された一般家庭井戸1か所について、水質改善の兆しが見受けられないこと、また、周辺の井戸設備についても老朽化が進行し、今後同様の事例の発生が懸念される状況であることを踏まえ、1つに、水道整備により地区住民の皆様の飲料水への不安解消を図り、健康で文化的な生活を守る必要性が高いこと、2つに、水道事業として整備するに当たり、事業費及び財源調達等、さらには今後の人口減少にも対応可能であることなどを考慮した場合には、簡易水道での整備が望ましいことから、簡易水道での整備を前提に、まずは令和7年度から事前調査等を開始した上で、今後の整備手法やスケジュール、財源調達等について検討していくというものであります。

次に、「2 令和7年度の予定について」であります。簡易水道で整備するに当たり、まずは水道部における事前調査を進めていく必要があります。具体的には、水道管の布設に当たっての障害物の有無及び地下水を利用するための条件把握などに加え、道路の地下埋設物調査、水源開発に係る規制等の確認、既存井戸に関する公的資料の収集などの業務を進めていくこととしております。

今後、水道部では鶴ヶ坂地区の住民の皆様の飲料水への不安解消を図り、健康で文化的な生活を守るため、安全・安心な水道水を少しでも早く供給すべく、着実に業務を進めてまいります。

以上が鶴ヶ坂地区の水道施設整備についての御報告となります。

以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。水道部長。

○三浦大延水道部長 津軽広域水道企業団における水質基準項目マンガン及びその化合物の基準値が超過したことについて、御報告申し上げます。

令和7年3月5日、15時半頃、津軽広域水道企業団から定期水質検査におきまして、供給している水道水から水質基準項目であるマンガン及びその化合物が基準値の0.05ミリグラムパーリットルを超える0.08ミリグラムパーリットルが検出されたとの連絡が入りました。

本市におきましては、この水道水を受水している浪岡地区のうち王余魚沢地区、

細野相沢地区を除く地区が対象となりますことから、水道部では、速やかに浪岡地区にあります花岡配水場の入り口水及び出口水を検査したところ、入り口水で0.063ミリグラムパーリットル、出口水で0.052ミリグラムパーリットルと僅かに基準値を超過していることを確認いたしました。

水道部では、マンガンが水道水に多く含まれることで、水道水の色が薄い黄色や、また黒色に見えるといったこともあるものの、飲用による健康被害はないものと考えております。

この件に対する周知についてですが、本日、水道部ホームページに掲載しましたほか、今後、数値がかなり超えるような場合等においては、浪岡地区の防災無線、広報車などを活用して周知に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員長 原因などは、まだ分からないということですね。

それで、もし分からない状況であれば、分かった後に、どういうのが原因だったかというのも周知されるということなんでしょうか。

○渡部伸広委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 津軽広域水道企業団から話を聞いたところ、水源が浅瀬石川ダムの水で、もともとマンガンが非常に多く含まれている水であるということで、もしかすると、マンガンの処理がうまくいかなかったということで、マンガンが多く水道水として供給されてしまったと伺っております。

企業団に確認したところ、既に受水する施設にマンガンの超過を抑える薬品を増量しているということで確認はしておりますが、その後の詳細については、まだ聞いてないものであります。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 私から1つ。

分かれば、都市整備部で教えてほしいんですが、昨日、中村委員の一般質問の中で、道路の真ん中に業者が雪山を置いて帰った形でよかったですか——という話を見た、公表を見た市民から今朝、私に連絡ありまして。業者が誰か分かりませんが、ちょっと事実が違うんじゃないかという話なんですけれども、山盛りに置かれた雪というのは、出し雪と

屋根雪だという話なんですね。そこら辺が、それを出たのを知って業者がそこに固めたのかどうか分かりませんが——という話が1つと、あとマスコミでも放映されて、その部分は放映されたんですか——その部分は、その同じ箇所……（中村美津緒委員「工区ですね」と呼ぶ）じゃあ、同じ場所ではないということ。だから、それも放映された場所が違う場所なんじゃないのというのが、ちょっと2点目にあって、その関係は分かりますか。

都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 ちょっとそこは、こちらでも実際、警察官と現場に臨場したパトロールなどに再度確認しないと、事実はい。

○渡部伸広委員長 業者もいたとなれば、確かにひどい話かなとは思いますが、それが、本当にそうなのかどうかというのは、ちょっと分からないなと思ったので、事実関係だけ調べて、後で教えていただければと思います。

ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。
これにて、本日の委員会を閉会いたします。

（ 会 議 終 了 ）